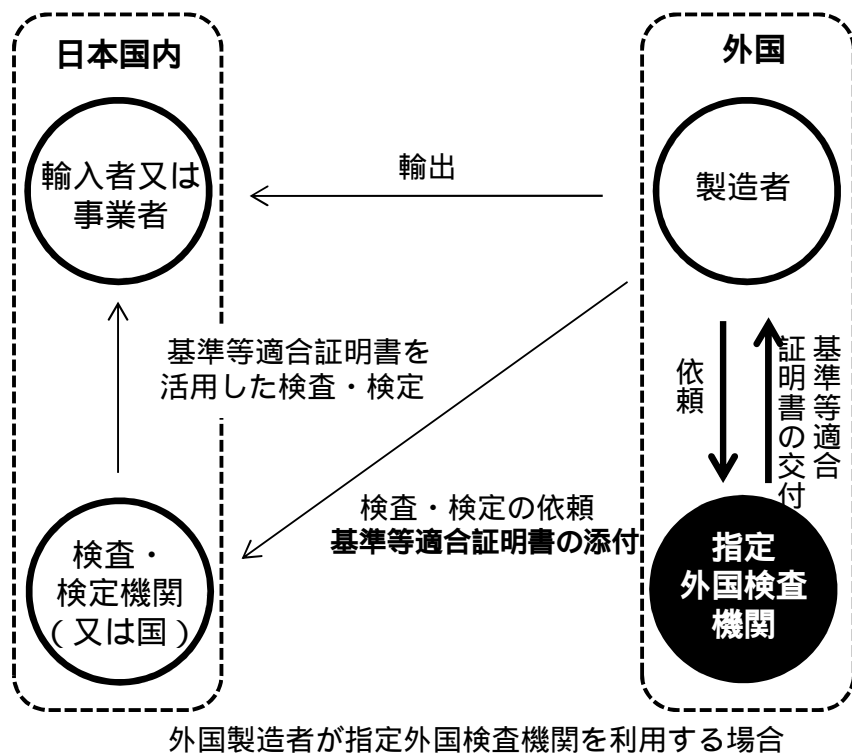


指定外国検査機関制度の概要

- 「指定外国検査機関」は、外国において、機械等の検査を行う機関として外国政府機関より指定等を受けている機関で、厚生労働大臣が指定したもの。
- 指定外国検査機関は、外国で製造された労働安全衛生法の検査・検定制度の対象機械等についてその構造や強度計算方法等について確認を行い、同法が定める基準（規格）に適合することを明らかにする書面（基準等適合証明書）を作成する。
- 当該外国で製造された機械等を日本に輸入する場合には、労働安全衛生法に基づく検査・検定を受ける必要があるが、基準等適合証明書を添付することにより、検査・検定を迅速化・簡略化することが可能となる仕組み。

指定外国検査機関制度の仕組み



指定外国検査機関（平成28年3月現在）

機関の名称	本部の所在地	基準等適合証明書を作成する機械等の種類
フィジカリッシュ・テクニッシュ・ブンデサンスタルト	ドイツ	防爆構造電気機械器具
デクラ・サーティフィケーション	オランダ	防爆構造電気機械器具
ビュロー・ベリタス	フランス	ボイラー・圧力容器
ABSG・コンサルティング	米国	ボイラー・圧力容器
テュフ・ラインランド	ドイツ	ボイラー・圧力容器 移動式クレーン 防爆構造電気機械器具
ロイド・レジスター・ベリフィケーション	英国	ボイラー・圧力容器
SGS SA	スイス	圧力容器
HSB	米国	ボイラー・圧力容器